

26長宅建第2号
平成26年4月3日

支 部 長 殿

(一社)長野県宅地建物取引業協会
会長朝倉平和

平成26年度税制改正関連法案成立について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会会務運営に際し格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、各種適用期限を迎える不動産流通に係る各種軽減措置の延長等、買取再販に係る既存住宅を購入した一般消費者の登録免許税の創設等を内容とする平成26年度税制改正関連法案につきましては、3月20日に国会で成立し、3月31日に公布されました。

これにともない、今年度創設の「買取再販で扱われる住宅の取得に係る登録免許税の特例措置」及び「中古住宅取得後に耐震改修工事を行う場合における住宅ローン減税等の適用要件」の詳細について、国土交通省より公表されました。

さらに、消費税の仕入れ控除の際に、課税売上高が5,000万円以下の中小事業者の事務負担への配慮から設けられている簡易課税制度について、平成27年4月1日から不動産業に係る見なし仕入れ率が見直されることに伴い、国土交通省より周知依頼がありました。

つきましては、貴支部会員にご周知賜りますようお願い申し上げます。

なお、内容のお問い合わせにつきましては国土交通省所管課に直接お問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

記

○平成26年税制改正大綱のポイント

○買取再販で扱われる住宅の取得に係る登録免許税の特例措置の創設について

(国土交通省資料)

○中古住宅取得後に耐震改修工事を行う場合における住宅ローン減税等の適用について

(国土交通省資料)

○国土交通省の問合せ先

○消費税の簡易課税制度のみなし仕入れ率の見直しについて

(平成26年3月31日 国土交通省土地建設産業局不動産業課 事務連絡)

国土交通省HP http://www.mlit.go.jp/press/house02_hh_000074.html

※協会ホームページの新着情報に掲載しておりますのでご覧ください。